

[第3項について]

予断排除の原則、起訴状一本主義（刑事訴訟法256条6項）との調和の観点から、第1回公判期日前に参加申立てがあったときは、事件を審理する裁判所（係属裁判所）以外の裁判所が裁判をおこない、第1回公判期日後に申立てがあったときは、係属裁判所が裁判をおこなうこととした。

[第4項について]

参加を許可しない決定は、正当な理由がある場合にのみ例外的に許されるのだから、安易な不許可の決定を防ぐため、訴訟参加を許可しない決定には理由を書かなければならないこととした。理由は抽象的ではなく具体的に書き、訴訟参加申立人を納得させるものでなければならない。

[第5項について]

参加を許可しない決定に対しては、訴訟参加申立人は不服申立てができることとした。不服申立てを認めても刑事手続が停止するわけではないから、被告人の迅速な裁判を受ける権利を阻害することにはならない。

第5 （期日指定）

裁判所は、準備手続及び公判期日を決定するに当たっては、訴訟参加人の意見を聞くものとする。

□ 趣旨説明

期日の指定は裁判所の裁量に属する（刑事訴訟法273条、276条）。しかし、訴訟参加人が出席できない期日を指定されては、参加の意味がなくなるので、期日指定にあたっては、裁判所は訴訟参加人の意見を聞かなければならないこととした。

第6 （在廷）

- 1 訴訟参加人は、準備手続に出席し、公判廷に在廷することができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、第7により訴因を設定したときは、在廷しなければならないものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

法廷に複数の証人がいる場合、ある証人が尋問されているときは、後に尋問予定がある他の証人は退廷していなければならないことになっている（刑事訴訟規則123条2項）。しかし、訴訟参加人は当事者であるから、常に在廷する権利

があるものとした。

しかし、在廷の義務はない。

[第2項について]

訴訟参加人が第7により検察官から独立して訴因を設定した場合は、訴訟参加人がその訴因の審理に関しては前面に出るので、この場合には在廷する義務があるものとした。この場合、訴訟参加人が在廷しなければ、訴訟参加人が設定した訴因について審理することができない。ただし、検察官が設定した訴因については、訴訟参加人が在廷しなくても審理することができることはいうまでもない。

第7 (訴因設定及び冒頭陳述)

- 1 訴訟参加人は、裁判所の許可を得て、公訴事実の同一性の範囲内で、検察官から独立して訴因を設定することができるものとする。この場合においては、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞くものとする。
- 2 訴因の設定を許可しない決定には、理由を付するものとする。
- 3 訴訟参加人は、訴因の設定を許可しない決定に対して、不服を申し立てることができるものとする。
- 4 訴因を設定した訴訟参加人は、証拠調べのはじめに冒頭陳述をおこなうものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

本来、殺人で起訴すべき事案で、またそれが可能であったのに、検察官が傷害致死で起訴し、被害者等は口惜しい思いをすることがある。このような場合、訴訟参加人は裁判所の許可を得て殺人の訴因を設定できることにした。

ところで、訴訟参加人に訴因設定権を認めることは、検察官の起訴独占主義をとる現行法の建前と衝突するという批判がある。しかし、検察審査会の起訴相当の議決に法的拘束力が認められる法案が通る見通しであることからわかるように、検察官の起訴独占は絶対不可侵のものではなく、検察官にどこまで起訴権限を与えるかは立法政策の問題である。ただ、訴訟参加人に訴因設定権を認めるにしても慎重を期する必要があるので、裁判所の許可にかからしめることとした。

新訴因が設定されると、その訴因については訴訟参加人が主体的に訴訟を迫行することになる。

また、広範に訴因設定権を認めると、被告人の防御の目標が広がることになり、被告人の防御権を害することが危惧される。そこで、訴因設定権を認めるとしても、検察官の設定した訴因と、公訴事実の同一性のある範囲内においてのみ可能とした。ここで、公訴事実の同一性とは、基本的事実関係が一致している場合を

指す。従って、訴訟参加人に訴因設定権を認めても、被告人の防御権が害されたり、訴訟がいたずらに遅延するおそれはない。

訴訟参加人の訴因と検察官の訴因とは併存し、一方が認められるときは他方は認められないという関係に立つことになる。

[第2項について]

裁判所の恣意的な不許可の裁判を防止するため、裁判所が訴訟参加人の訴因設定を許可しないときは、理由を付さなければならないものとした。その理由は訴訟参加人が納得しうる具体的なものでなければならない。

[第3項について]

訴因設定を許可しない決定に対して、不服申立ての途を開いたものである。

[第4項について]

訴訟参加人が検察官から独立して訴因を設定した以上は、今後どのような事実を証拠で証明するかという立証の大綱を訴訟参加人が示す必要があるので、証拠調べの始めに冒頭陳述をおこなわなければならないものとした。

第8 (証拠調べの順序及び範囲)

裁判所は、検察官、訴訟参加人、被告人又は弁護人の意見を聞いて、証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更することができるものとする。

□ 趣旨説明

証拠調べの範囲、順序及び方法は、実質的な訴訟活動の要となるものであるから、訴訟参加人の意向を反映させるようにしなければならない。訴訟参加人が訴因を設定したときはなおさらである。

従って、訴訟参加人も証拠調べの範囲、順序及び方法について意見を述べることができるものとした。

第9 (公判記録及び検察官の手持ち証拠に対する閲覧及び謄写)

- 1 訴訟参加人は、公判記録及び検察官の手持ち証拠について、閲覧、謄写することができるものとする。
- 2 検察官の手持ち証拠の閲覧、謄写は、弁護士を介しておこなうものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

いわゆる犯罪被害者保護法(3条)によって被害者等に対して公判記録の閲覧、謄写を認める制度ができた。しかし、これは損害賠償請求のためその他正当の理由がある場合で、犯罪の性質、審理の状況、その他の事情を考慮して相当と認め

るときにだけ許可されることになっており、要件が厳しい。訴訟参加人は当事者として訴訟追行に参加するのだから、無条件に公判記録の閲覧、謄写ができなければならない。

検察官の手持ち証拠についても、真相究明のために参加人は閲覧、謄写できるようにする必要がある。

検察官は、手持ち証拠について、事案の解明、真相の究明には不要であると考えて法廷に提出しないこともあるが、事件の当事者である訴訟参加人の目から見ると、重要な証拠であると評価される場合がある。証拠の評価について検察官だけでなく当事者にもこれをおこなわせることによって、多角的な視座からの評価が可能となり、真実発見の見地からも有益である。

特に、訴訟参加人が訴因を設定したときは、検察官の手持ち証拠を見ることの必要性が高まる。

[第2項について]

上述の通り、検察官の手持ち証拠を訴訟参加人が知ることは必要であるが、他面、関係者のプライバシー保護その他の関係から、被害者等が直接閲覧、謄写することには問題がある場合もある。そこで被害者等がこの権利を行使するには、弁護士を介しておこなうものとした。

弁護士は、訴訟参加人に知らせることにより著しい弊害があると判断したときは、訴訟参加人に知らせないというクッション的役割も期待される。

第10 (証拠調べの請求)

- 1 訴訟参加人は、証拠調べを請求することができるものとする。
- 2 検察官又は訴訟参加人が申請した書面又は供述に対しては、被告人が同意権を有し、被告人が申請した書面又は供述に対しては、検察官が設定した訴因に関するときは検察官が、訴訟参加人が設定した訴因に関するときは訴訟参加人が、それぞれ同意権を有するものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

刑事訴訟が証拠裁判主義をとる以上、いかなる証拠を提出するかは訴訟の命運を左右する。被告人には、憲法37条2項により「すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する」と定められているが、訴訟参加人も被告人と同様に当事者である以上、自ら訴因を設定するか否かにかかわらず、被告人と同様の証拠調請求権を持つこととした。

[第2項について]